## 人材

## 労働安全衛生

## 基本的な考え方・方針

当社は、「ユニ・チャームグループ人権方針」および「ユニ・ チャームグループ行動憲章」に則り、一切の児童労働・強制労 働を排し、過重労働の削減に取り組んでいます。

災害および事故を未然に防止することを目的に、職場の安 全・衛生管理についての基本事項を定め、いかなる時も社員 の安全確保と健康の保持・増進を最優先とした安全で衛生的 な職場環境を整備します。

労働安全衛生に関する方針は全ての国・地域で働く全ての 社員が理解できるように、各種言語に翻訳しています。

#### 職場の安全・衛生管理の徹底

労働災害を防止し、社員が安全・安心に働けるよう、安全・衛生管理を 徹底し、ゼロ災害を目指すとともに、いかなる時も社員の安全確保を最優 先し、過度な労働や残業を強いることなく、安全衛生管理者が中心となり 職場環境を整備します。

また、管理者は常に部下の心身の健康状態を確認し、異常を発見したら 速やかに対応します。

## マネジメント体制

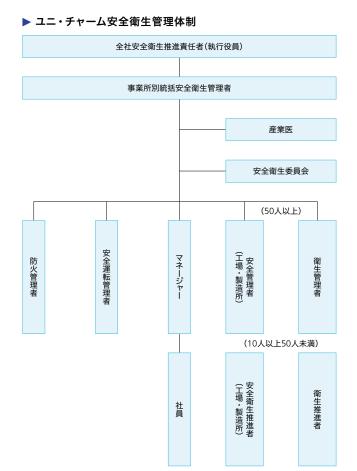
社員の安全確保と健康の保持・増進を図るとともに、災害 や事故を未然に防止することを目的に、労働安全衛生法等に 基づき、「安全衛生管理規程\*」を定めています。

全社の安全衛生管理体制を統括管理するため、社長執行 役員から任命された全社安全衛生推進責任者(執行役員) が、各事業所の責任者である事業所別統括安全衛生管理者 を取りまとめています。各拠点に、安全管理者や衛生管理者、 防火管理者を任命し、安全衛生委員会を設置することで管理 体制を構築しています。

安全衛生委員会は、会社側および労働組合側からそれぞれ 選出した委員ならびに産業医で構成され、職場環境の改善・ 整備や労働災害の防止活動、車両事故撲滅運動、社員の健 康増進などについての協議を毎月行っています。また、委員に よる職場の巡視点検を2ヵ月に1回の頻度で実施しています。 重要な取り組みについては安全衛生委員会事務局から全社 安全衛生推進責任者に報告し、承認を受けています。全社安 全衛生推進責任者の承認を受けた安全に関する取り組みは、 各部門の活動として実行され、その進捗が安全衛生委員会の 定期報告等で報告されて活動に対する意思決定や改善指示 が出されることで、PDCAサイクルを実践しています。

\* 社員、契約社員、パートタイマーや、関連子会社、外部機関からの出向者にも適用

#### 403-1,403-2,403-3,403-4,403-5,403-6,403-7,403-8,403-9,403-10



## 生産拠点における労働安全衛生

生産拠点では、労働安全衛生に関する活動を継続的に維持・向上していくために、労働安全衛生に関するOSHMS (Occupational Safety and Health Management System /労働安全衛生マネジメントシステム)を導入しています。PDCAの過程を定め、継続的な安全衛生管理を自主的に進めることにより、労働災害の防止と労働者の健康増進、快適な職場環境の形成など、安全衛生水準の向上を図っています。OSHMSでは、役員、社員、派遣社員、パートおよび当社の構内で業務を行う協力会社(請負会社・委託会社など)の従業員も含めた健康増進と安全確保を目的に掲げています。OSHMSを運用することで、生産拠点の全ての社員が明確な役割と責任の下、目標を設定して安全衛生活動を推進するとともに、統括安全衛生管理者である工場長による定期的な現場確認を通じて、職場に潜む労働災害や疾病の潜在リスクを洗い出し、活動の見直しを図っています。

#### ISO45001

## 労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況

当社では、国内外の事業所において、労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格ISO45001の認証を取得しています。なお、ISO45001の認証を取得している生産拠点の割合は28.1%(日本23.1%、海外31.6%)です。

## 指標と目標

#### ▶ 労働安全衛生に関する指標と目標

	業界平均 (製造業 2022年度)	2021 年度 実績	2022 年度 実績	2023 年度 実績	2024 年度 目標	範囲
労働安全衛生法違 反件数(件)	_	0	0	0	0	
死亡災害(名)		0	0	0	0	ユニ・ チャーム 籍社員
労働能力 喪失災害*1(名)	ı	0	0	0	0	
労働災害度数率*2	1.25	0.22	0.22	0.22	業界	和工人
労働災害強度率*³	0.08	0.00	0.00	0.02	以下	

- \*1 労働能力喪失災害:永久全労働不能および永久一部労働不能
- \*2 労働災害度数率=労働災害発生件数/のベ労働時間数×100万時間
- \*3 労働災害強度率=労働損失日数/のベ労働時間×1,000時間

### 取り組み・実績

## 労働安全衛生に関する目標と実績

毎年、労働災害ゼロを目標としています。工場長や各生産拠点のトップによる現場巡回などにより労働安全衛生の継続的な改善を進めており、2023年度の死亡災害・労働能力喪失災害はゼロ、労働災害度数率・労働災害強度率は共に業界平均値を下回りました。

今後も、健康と安全を最重要課題のひとつに掲げ、安全で 快適な職場環境づくりに向けて、設備の安全審査による安全 対策の強化などの作業環境の整備や安全基本行動を徹底し ます。また、リスクアセスメントに基づいたリスク低減、安全危 機管理の専門会社による外部評価など、適時・適切な安全対 策を推進していきます。

## 労働安全に関するリスク評価

当社は、さまざまな国・地域で事業を展開しているため、各地で勤務する社員の人命に関わるリスクに特化した情報を発信する「危機管理情報サイト」をイントラネットで運用しています。具体的には自然災害、パンデミック、労働災害、設備の大規模事故、誘拐、施設への侵入破壊行為、テロ、暴動・クーデター・内戦などを対象とし、行動指針・行動基準を明確にしています。また、リスクについては外務省や海外安全危機管理のリスクマネジメント会社などから発信される情報を日次でアップデートし、情報提供や注意喚起、出張制限、重大なけが・発病に備えた措置などの安全対策を講じるなど、教育と浸透、労働環境モニタリングによるリスク評価を実施しています。

2020年度には、COVID-19におけるリスク評価から、社員一人ひとりが適切な対応をとれるように、「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」を策定し、感染症予防対策や国内外の出張規制等の対応を実施しました。生産拠点においては第三者機関が行う安全診断によりリスク評価などを実施しました。

既存事業に加え、新規事業・プロジェクトの推進にあたって も、必要に応じて、現地法令、周辺環境、インフラ、設備などの リスク評価、モニタリングを実施しています。さらなる災害防 止に向けて、リスクアセスメントを進め、リスクの除去に向けた 作業方法の見直しや設備改修、社員への教育訓練の徹底な どを計画的に進めていきます。

2-30

#### 労働災害撲滅に向けた取り組み

当社では毎年4月17日を「ユニ・チャーム労働安全の日」と 定めて労働災害の撲滅を誓い、全社一斉の取り組みを行って います。日本と海外の全ての生産拠点が参加して「全社安全 大会」を開催し、「ゼロ災害・ゼロ火災」を達成するべく労働災 害の撲滅を誓いました。「安全は資産である」「安全は全てに おいて優先する」という理念を基に、経営幹部が「安全で快適 な職場」をつくるために率先して行動することを宣言しています。

また、生産拠点だけでなく、事務所においても職場の点検や、避難経路・消防設備・AED設置場所等の確認を通じて、労働災害撲滅に取り組んでいます。

# ■【マレーシア】毎朝、体操後に安全に関するブリーフィングを実施

マレーシアの現地法人では、毎朝、始業前に行われる体操の後に、事業所および工場の管理職による安全に関するブリーフィングを行っています。このブリーフィングは、注意喚起の役割を果たすとともに、事故が起こらないよう社員全員の安全に対する意識を高めています。

## ■【日本】アルコールチェック

日本国内の営業職では、全ての支店・営業所を対象に営業 車運転前のアルコールチェックを義務づけ、飲酒運転、酒気帯 び運転の防止を徹底しています。アルコールチェック管理支援 システムは、直行直帰や出張時でも、パソコンやスマートフォン で実施状況を把握できる仕組みとなっています。

#### 安全衛生に関する教育・訓練

生産拠点では、雇い入れ時や、作業内容変更時に、安全衛生に関する教育を実施しています。法令で定められたリーダーの教育、特別教育については外部機関を活用し、安全衛生のための教育や訓練を実施しています。また、職種や職場に応じて、配属時や作業内容変更時に機械設備や原材料、安全装置、有害物質抑制装置などの取り扱いに関する教育を実施しています。

### ▶ 労働安全衛生に関する教育・訓練

対象	内容	2023年度受講者 (名)	対象
新任の リーダー	法令で定められた 職長教育などの 安全衛生教育	92	日本国内の
配属前・ 作業変更時 など	新入社員配属前や 作業内容変更時の 安全衛生に関する 教育や訓練	90	生産拠点

## 児童労働・強制労働の禁止

当社は、「ユニ・チャームグループ人権方針」および「ユニ・チャームグループ行動憲章」において、児童労働および強制労働を一切容認しない姿勢を明確にしています。

当社の工場においては、SedexのSAQを活用した定期的なモニタリングを実施しており、2023年度は39拠点中39拠点(日本16拠点、海外23拠点)がSAQに回答し、児童労働・強制労働がないことを確認しました。

P.084 ユニ・チャームグループの工場の人権リスク評価

## 労使での対話

労使間の相互信頼を重視し、会社と労働組合の協議を毎月1回定期的に行い、協議内容によっては定期会議とは別で開催しています。2023年度は、時間外労働の削減、規程改定、人事制度、福利厚生、健康管理対策などについて協議しました。社員の意欲を喚起できる働きがいのある職場づくりを目指し、継続して取り組んでいきます。

#### 【ベトナム】

「Vietnam 100 Best Places to Work 2023」に選定

ベトナムの現地法人は、日系消費財メーカーで初めて「Vietnam 100 Best Places to Work 2023」に選定されました。「Vietnam 100 Best Places to Work 2023」は、アンファベ社とインテージ・ベトナム社が共催し、企業ブランドと労働環境の向上を目的としています。

2023年度の調査は、18の異なる職種に属する63,878名のビジネスパーソンと113の大学の9,638名の学生を対象に実施され、企業ブランドの魅力を測定するとともに、人材、人事、労働環境の最新動向を評価しました。



## サプライチェーンマネジメント

308-1,308-2

## 持続可能な調達

2-24,407-1,408-1,409-1

#### 基本的な考え方・方針

ユニ・チャームは、全てのサプライヤーと公平で公正な関係を 保つことを目的に、2009年度に「ユニ・チャームグループCSR調 達ガイドライン」を制定し運用してきました。これは国連が提唱 する「国連グローバル・コンパクト」に則して「児童労働の禁止」 「差別の禁止」「温暖化対策の推進」など、法・人権・労働・環境 と、商品安全の観点から取り組むべき項目をまとめたものです。 サプライヤー各社とは、双方向でのコミュニケーションによっ

て緊密な連携を図り、当社の「責任ある調達」に関する考え方 や、安全・環境に対する理念と具体的な活動内容を共有し、当 社からサプライヤーへの協力要請事項について理解を求めて います。世界に目を向けると国・地域によって、安全や環境保護 に対する法や規制は多様であり、人々の意識もさまざまです。 よって、日本における取り組みを横展開するだけでは十分な効 果は期待できません。このため、当社では地域に密着した情報 収集と、現地の実情に即したサプライチェーンの強化を推進し、 海外市場における商品ラインの品質、機能、安全、環境、サービ スにかなった取引関係の構築を目指しています。また、危機管 理にも重点を置いた調達活動を推進すると同時に、海外での 新規取引開始にあたっては、法令・社会規範の遵守、人権・労 働への配慮など当社の調達に対する取り組み姿勢や考え方の 理解・浸透を図り、環境、倫理面のリスク評価を行っています。

当社では、グローバルに事業を展開する企業への持続可能 な取り組みに対する期待の高まりを踏まえ、サプライチェーン 全体における人権・労働・環境問題を未然に防止するために、 「ユニ・チャームグループCSR調達ガイドライン」を昇格させ

2017年10月に「調達基本方針」を制定しました。同時に「調達 基本方針」の下に「ユニ・チャームグループ サスティナブル調達 ガイドライン」を制定し、児童労働や強制労働、差別の禁止、結 社の自由に対する権利や団体交渉権の保護、過度な労働時間 の削減推進、最低賃金の遵守、健康と安全への配慮、腐敗防 止への取り組みなどに関する意思表明をしました。また、適正 な雇用における労働時間に関しては、過重労働を削減し、各 国・地域の現地法令で定められている労働時間を遵守すること を、 最低賃金に関しては、 生活賃金以上の支払いに配慮し、 現 地の最低賃金を上回ることを基本方針としています。これらは 当社と取引のある世界中のあらゆるビジネスパートナーを対象 とするものであり、サプライチェーン全体で社会的責任を果た すべく取り組みを進めています。今後もサプライヤー各社に本 方針・ガイドラインの趣旨をご理解いただけるよう、法令遵守を ベースとして安全・安心な調達に努めます。

また、当社が提供する商品やサービスの多くは、衛生的な日 常生活に欠かせない消費財です。同時に、当社の事業展開は、 天然資源の利用や、廃棄物の発生など地球環境と密接に関係 しています。このように当社の環境負荷低減に対する役割や責 任は重大であり、アジアを中心としたグローバルでの展開地域 や事業規模の拡大に伴い年々増加していると考えています。

当社の主要商品に含まれる吸収体を構成するパルプ・紙は 針葉樹から生産され、ペットフードに少量添加されるパーム油 は熱帯のプランテーションで生産されています。これらの森林 由来資源について、持続可能性に配慮された認証材を利用す ることが重要であると考え、2015年度に「森林由来の原材料 調達ガイドライン」を策定しました。

#### ▶ 調達基本方針

2-23

ユニ・チャームグループは、企業の社会的責任を果たし、公正で公平 な企業活動をします。

#### 1. 法令・社会規範の遵守

- (1)購買活動において、関連する法令や社会規範を遵守します。
- (2) 購買活動において、国・規模・実績の有無を問わず公正で公平な 競争機会を提供します。
- (3) 購買活動において、知り得た情報の適切な管理を求めます。

#### 2. 人権・労働への配慮

- (1) 購買活動において、人権尊重を重視する企業と取り組みます。
- (2) 購買活動において、非人道的な労働に対し十分な配慮を実践する 企業と取り組みます。
- (3) 購買活動において、従業員に適正な雇用を推進する企業との取り 組みを尊重します。

#### 3. 環境への責任

- (1)購買活動において、環境保全の重要性を理解し、推進する企業を 評価します。
- (2)購買活動において、循環型社会を目指し、環境への影響に配慮し た原料を重視します。

#### 4. 安全で安心な製品・資材の調達

- (1) 購買活動において、安全性の確認が取れた製品・資材を選択します。
- (2)購買活動において、経済的で質の高い資材・製品を選択します。
- (3) 購買活動において、要求を満たす製造・供給能力を重視します。

#### 5. 相互信頼関係の発展

- (1)社会常識の範囲から逸脱しない、お取引先との関係を構築し、 信頼関係を構築します。
- (2)お取引先と必要な情報を交換しあい、相互の業績向上に努めます。

#### ▶ ユニ・チャームグループ サスティナブル調達ガイドライン

本ガイドラインは、持続可能な調達の実現に向け、ユニ・チャームが すべての調達先様に守っていただきたい倫理基準を定めたものです。本 ガイドラインの趣旨にご理解いただき遵守いただくことを期待しておりま す。

#### 1. 法令・社会規範の遵守

- (1)法令の遵守
  - ●各国・地域に関連する法律・規制(独占禁止法、個人情報保護法、 下請法など)や社会的規範を遵守する。
- (2)公正な取引、贈賄および賄賂の禁止
  - 公正な取引、公正な競争、独占禁止法などに関する法令を遵守する。
- すべての利害関係者への贈賄・賄賂(金銭または金銭以外の利益 供与など)と、優越的地位の濫用を禁止する。
- (3)情報管理・保護
- ●機密情報の管理・保護を徹底し、情報が漏洩しない仕組みを作る。
- ●取引先の知的財産権は、適切に契約を締結した上で使用し、不正 使用はしない。
- 個人情報を取り扱う場合には、適切に取り扱う。

#### 2. 人権・労働への配慮(ユニ・チャームグループ人権方針参照)

- (1)国際人権童典、国際労働機関(Ⅱ○)宣言の尊重
  - ●国際人権章典(世界人権宣言と国際人権規約)、労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言を尊重する。
- (2)人権尊重
- ①児童労働の禁止
  - ●最低就業年齢に満たない児童を就労させない。(児童とは、15歳または義務教育を終了する年齢または国の雇用最低年齢のうち、いずれか高い年齢とする。)
- ②強制労働の禁止
- あらゆる形態の強制労働、非人道的な労働、奴隷、拘束、または人 身取引を行わない。
- ●自発的に就労を希望する人を雇用し、自由な離職の権利を制限しない。

#### ③差別の禁止

- ●求人・雇用において、人種・国籍・民族・性別・宗教・身体的障害 等の差別を行わない。
- (3) 非人道的な扱いの禁止
  - ●従業員の人権を尊重し、虐待や体罰、ハラスメント、肉体的な抑圧、 性的虐待等の非人道的な扱いを行わない。
- (4)適正な雇用
- ①労働時間
- 各国・地域の現地法令で定められている時間を遵守する。(緊急時 や非常時は除く)

#### ②適切な報酬

- 最低賃金、時間外労働、出来高賃金その他給付に関する現地法令を遵守して従業員に給与を支給する。
- ●時間外労働は、各国・地域の現地法令に基づき割増賃金を支給する。
- ③健康と安全の確保
  - ◆業務上の潜在的な危険個所を明確にし、予防措置・職場の安全対策を実施する。
- 緊急時に備え、緊急事態発生時の報告義務の確認、従業員への連絡ルールの設定、火災探知機の設置などを実施する。
- ④結社の自由と団体交渉権の尊重
  - 従業員が適用される法律に従って合法的・平和的方法で、労働組合を結成する権利にいかなる妨害も加えない。

#### 3. 環境への責任

- (1)環境保全
- ①法令遵守
  - ◆各国・地域の環境関係法令を遵守する。
  - 所在国の法令に従い、必要とされる場合は要求された管理報告を 提出し、記録を残す。
- ②環境負荷物質の管理
  - ◆大気汚染、水質汚濁などの原因となる有害物質の排出を抑制する。
  - 土壌の汚染原因となる有害物質の排出を抑制する。
  - 製造時、製品使用時、使用後の廃棄物の排出を抑制する。

#### ③省資源・リサイクルの推進

- ●省資源に努め、廃棄物管理、リサイクルを推進する。
- ●使用するエネルギー(電力・燃料など)の効率を高める。
- ●代替エネルギーの利用など、持続可能な資源の消費に努める。

#### ④温暖化対策の推進

- ●温暖化物質を特定し、排出量を把握し記録を残す。
- ●温暖化物質の排出を抑制する。
- (2)持続可能な原材料調達の推進

(森林由来の原材料調達ガイドライン参照)

- ・違法伐採された木材の使用を禁止する。
- 木材や水などの自然資源に由来する原材料を過剰に消費せず、自 然が回復するサイクルの速度に合わせ資源を利用する。

#### 4. 安全で安心な製品・資材の調達

(ユニ・チャームグループ資材安全性ガイドライン参照)

- (1)安全な資材の供給
  - ●ユニ・チャームグループが有害と捉える化学物質の含有状況を含めた成分組成を報告する。
- (2)供給能力・品質の高い資材の供給
  - ●資材のSDS (Safety Data Sheet)を提出する。

P.082 ユニ・チャームグループ人権方針

#### ▶ 森林由来の原材料調達ガイドライン

## マネジメント体制

サプライチェーンにおける労働基準、労働者の健康と安全などの社会課題へアプローチするため、ESG本部と、資材サプライヤーや外部生産委託先の管理を担当するグローバル開発本部購買部、ユニ・チャームプロダクツ株式会社生産統括部とストラテジックソーシング部の責任者が四半期ごとに会合を行い、優先的に取り組むべき分野や具体的な進め方を協議、決定するとともに、進捗状況をモニタリングし、問題の解決を図っています。

また、社長執行役員が委員長を務めるESG委員会で、サプライチェーンに関する社会課題や環境活動についての方針、進捗状況を定期的に報告し、必要に応じて計画の見直しを行っています。

P.009 サステナビリティ推進体制

## グローバルプラットフォームの活用

当社は、サプライチェーンの社会課題へのアプローチのマネジメントにSedex\*のプラットフォームを活用しています。 資材サプライヤーおよび外部生産委託先にSedexへの入会および当社とのリレーションシップの承認を求め、Sedexのプラットフォームを通じて得られる情報を、意思決定や進捗管理に活用します。

2023年度は、Sedexのサプライヤー評価情報を活用し、人権デュー・ディリジェンスを含めた「責任ある調達」の効率的な推進を目的としてスタートした「化粧品&日用品業界のバイヤー会員Sedexワーキングチーム」に参加し、業界内の情報を共有しました。

\* 責任ある調達を推進するグローバルな会員組織。労働基準、健康と安全、環境、ビジネス倫理に関するサプライチェーンのデータを共有する世界最大のプラットフォームなど、責任あるビジネスとサプライチェーンを構築するためのテクノロジーと知見を企業に提供しており、世界180の国と地域、85,000以上の企業会員が、サプライチェーン・リスクの管理、法令等の遵守、インパクトの測定と開示にSedexのソリューションを利用

web Sedex日本語サイト https://www.sedex.com/ja/



## 指標と目標

#### ► Kyo-sei Life Vision 2030 「ユニ・チャーム プリンシプル」

指標	2021年度	2022年度	2023年度	毎年度の
	実績	実績	実績	目標
バリューチェーンに おける重大な人権 違反の発生件数。	発生ゼロ	1件 (是正済)	1件 (是正済)	発生ゼロ

#### 取り組み・実績

412-1,412-3

## サプライヤーの工場の人権リスク評価

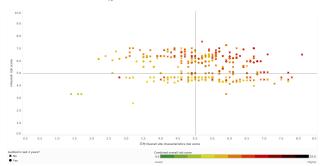
当社は、Sedexのリスク評価ツールを活用してサプライヤーの工場のリスク評価を行っており、2023年度は新たにペットケア商品の外部生産委託先に対するリスク評価を開始しました。

2023年12月末までにパーソナルケア商品向け資材サプライヤーとパーソナルケア商品、ペットケア商品の外部生産委託先工場の約77%とSedexのプラットフォーム上におけるリレーションシップを締結し情報が閲覧できるようになりました。そのうち、70%の工場の「Inherent Risk Score」と、53%の工場の「Site Characteristic Risk Score」が入手可能となりました。これらのスコアを参考にしながら、サプライヤーに対するアプローチを検討しています。2024年度は、ペットケア商品向け資材サプライヤーに対する取り組みを開始します。

#### ▶ 2023年度人権リスク評価状況

		リレーション シップ締結率 (%)	Inherent Risk Score 入手率(%)	Site Characteristic Risk Score 入手率(%)
パーソナル	資材 サプライヤー	81.0	72.0	56.8
ケア商品	外部生産 委託先	66.2	63.6	39.0
ペットケア 商品	外部生産 委託先	65.8	65.8	44.7
合	計	77.4	70.2	53.0

#### ▶ サプライヤーの工場のリスクスコア



(労働基準と、健康と安全に関するリスクスコアの単純平均をプロットしています。)

## ユニ・チャームグループの工場の人権リスク評価

P.084 ユニ・チャームグループの工場の人権リスク評価

#### サプライヤーのモニタリング

414-2

Sedexのプラットフォームを通じて入手できるSMETA監査\*の結果を用いて、サプライヤーのモニタリングを行っています。2023年度に実施された26件の監査より188件の違反に関する情報を入手しました。監査で指摘された違反は、Sedexの「SMETA Non-Compliance Guidance」に従ってBusiness Critical、Critical、Major、Minorの4段階に区分されます。当社は、Business CriticalまたはCriticalに区分された違反について、監査日から3ヵ月を経過してもSedexのプラットフォーム上で是正を確認できない場合には、当該サプライヤーとコミュニケーションを取り、是正状況や是正計画を確認しています。2023年度は、Criticalに区分された32件のうち、3ヵ月以内の是正が確認できなかった4件(3社)の違反について、サプライヤーと協議し是正計画を確認しました。また、外部生産委託先の施設において、Business Criticalに区分された違反を1件確認したため、協議を行い、是正完了を確認しました。

\* Sedexによって開発された社会監査の手法で、事業所やサプライヤーを評価し、労働 基準、健康と安全、環境、ビジネス倫理の観点からサプライチェーンの労働環境を把 握することが可能

#### ▶ サプライヤーの監査件数と評価

	監査	指摘件数(件)				
年度	件数 (件)					合計
2021	50	0	29	181	95	305
2022	31	1	41	182	109	333
2023	26	1	32	111	44	188

## ユニ・チャームグループの工場のモニタリング

#### P.084 ユニ・チャームグループの工場に対する監査

## リスクの除去・軽減

414-1

#### 新規サプライヤー

当社は、新規サプライヤーとの取引開始に際して、「ユニ・チャームグループ人権方針」および「ユニ・チャームグループ サスティナブル調達ガイドライン」の理解を求めています。また、Sedexへの入会および当社とのリレーションシップの承認についても協力を依頼します。労働基準や健康と安全に関する重大な問題が発見された場合は、取引開始の是非を検討する際に考慮します。

#### 既存サプライヤー

当社は、既存サプライヤーについて、モニタリングの過程で重大な問題を発見した場合は、当該サプライヤーと協議し、改善を促します。また、2023年10月に既存サプライヤーに向けて「ユニ・チャーム中長期方針説明会」を実施し、2024年度からスタートする第12次中期経営計画の概要と調達方針を説明するとともに、「GHG排出量可視化プロジェクト」や、品質管理に関する活動およびDXに関する活動への協力を要請しました。

## サプライヤーへのグローバルなコミュニケーション

各現地法人と各国・地域のサプライヤーとのミーティングを通じ、資材に関する幅広いテーマについてサプライヤーと連携した改善活動を推進しています。物流倉庫やサプライヤーの工場において、調達に関する説明会を開催して「ユニ・チャームグループ サスティナブル調達ガイドライン」を各国・地域の言語に翻訳して配布するとともに、ガイドラインの趣旨を説明するなど、サプライチェーン全体で持続可能な社会を実現するためのコミュニケーションを図っています。

## サプライヤーへの「中長期方針説明会」の実施

当社は、資材品質の安定化と、調達における方針やガイドライン浸透を目的として、2023年10月にサプライヤーを対象とした「第14回ユニ・チャーム中長期方針説明会」を開催しました。今回は、パーソナルケア商品向け資材サプライヤーに加え、ペットケア商品向け資材サプライヤーや外部生産委託先など、オンラインを含めて143社371名が参加しました。説明会では、第12次中期経営計画の概要やペットケア事業の生産・物流機能の分割と移管などについて説明するとともに、持続可能なサプライチェーン構築のための当社方針やガイドラインの理解とSedexの活用、「Kyo-sei Life Vision 2030」「環境目標2030」の達成に向けた「GHG排出量可視化プロジェクト」へのデータ提供、安心な商品の供給による顧客満足度向上の実現を目指す品質管理活動などについて協力を要請しました。



ユニ・チャーム中長期方針説明会

P.036 「GHG排出量可視化プロジェクト」

#### 社内関係者への教育

サステナブルな調達を推進するためには、持続可能なサプライチェーンを構築するという当社の調達に関する基本方針やガイドラインを理解することが不可欠と考えています。そのため、当社の工場担当者に対して、サステナブル調達の取り組みの必要性や持続可能なサプライチェーン構築の重要性などについて教育を実施しています。2023年度は、ペットケア商品の外部生産委託先に対してSedexへの連携を要請するために、各社の担当者への教育を実施しました。

### 資材品質改善の取り組み

資材品質については、品質の安定性に関する改善テーマを絞り込み、サプライヤーと集中的に取り組むことによって、改善スピードを加速しています。

また、当社はサプライヤーへの品質監査を定期的に行っています。監査では、サプライヤーによる原料管理から出荷までの全工程に対して、当社の要求事項が遵守されているかを確認しています。不適合事項が発見された場合は、是正を完了させ、次回の定期監査ではその定着状況を確認します。監査から定着状況確認までのサイクルを回すことで、資材品質の継続的な改善を実施しています。

先述した「ユニ・チャーム中長期方針説明会」では、全サプライヤーに資材の不具合に関する傾向を説明した上で、重大な不具合の内容を共有し、再発予防を目的とした現場確認を依頼しました。

#### 環境負荷低減に向けた責任ある調達への取り組み

森林由来資源(パルプ・紙・パーム油等)の上流での森林破壊や水源枯渇による供給低下は、当社のリスクであると捉え、持続可能な社会の構築に向けた環境負荷低減および環境保全と、生物多様性に配慮したサプライチェーン管理を推進しています。具体的には2015年度に「森林由来の原材料調達ガイドライン」を、2017年度には「ユニ・チャームグループサスティナブル調達ガイドライン」を策定し、サプライヤーに理解・協力を促すことでリスクの低減に努めています。

一方、CO<sub>2</sub>排出量が少なくエネルギー効率のよい資源調達、 廃棄物の削減またはリサイクル資源活用による環境負荷とコストの低減、またそれらの商品を環境配慮型の商品として訴求 し販売促進することは、当社のチャンスと捉えています。今後 は、社内リサイクルだけでなく社会全体の資源活用効率向上や 資源循環を推進していきます。

#### 持続可能なパルプ・紙の調達

P.047 認証パルプ(PEFC・CoC認証)の拡大

#### 持続可能なパーム油の調達

P.050 持続可能なパーム油の調達

## 【アメリカ】持続可能な水産物の調達

猫用おやつ『Delectables』のサプライヤーは、商品に使用しているマグロとカツオについて、水産資源と環境に配慮し適切に管理された、持続可能な漁業で取られた天然の水産物の証であるMSC (Marine Stewardship Council/海洋管理協議会)認証を取得しています。

## 「パートナーシップ構築宣言」を公表

当社は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携や

共存共栄を進めることで新たなパート ナーシップを構築するために、「パート ナーシップ構築宣言」を公表しています。



web ユニ・チャーム株式会社

「パートナーシップ構築宣言」

https://www.biz-partnership.jp/declaration/47703-05-06-tokyo.pdf